

令和 7 年 第 1 2 回

田 村 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 錄

田 村 市 農 業 委 員 会

議 事 錄

1. 開催日時 令和7年12月18日（木） 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち18名
田村市農地利用最適化推進委員20名のうち7名

1番 遠藤良一委員	2番 吉田典良委員	3番 萩野右近委員
4番 田村 茂委員	5番 松本文子委員	6番 吉田篤也委員
7番 白岩良一委員	8番 渡邊 元委員	9番 和田春信委員
10番 柳沼政一委員	11番 鹿又良司委員	13番 菊地幸広委員
14番 箭内正彦委員	15番 宗像昭一委員	16番 吉田清吉委員
17番 小池あおい委員	18番 渡邊慶幸委員	19番 佐藤伸夫委員
③番 二瓶賢一委員	⑦番 菅野美喜委員	⑧番 矢吹 勇委員
⑪番 渡辺辰治委員	⑬番 箭内倉貴委員	⑭番 伊藤博之委員
⑯番 佐藤徳一委員		

4. 欠席委員 12番 土屋福一委員

5. 農業委員会事務局職員

局長	三 浦 栄 喜
総務係長	佐 藤 兵 庫
副主査	會 田 賢 治

6. 書 記

副主査	會 田 賢 治
-----	---------

7. 議事録署名人

14番 箭内正彦委員
15番 宗像昭一委員

8. 提出案件

議案第 1 号 農地移動適正化あっせん事業について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について (市許可分)

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請の意見決定について (県許可分)

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可処分の取消願出について (市許可分)

議案第 6 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の意見決定について (県許可分)

議案第 7 号 現況確認証明について

9. 会議の経過概要 (開会 午後 1 時 30 分)

事務局	皆さま、本日は何かとお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。ただいまより令和7年第12回田村市農業委員会総会を開会いたします。会議に先立ちまして会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(会長あいさつ)
事務局	それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。
議長	始めに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。
事務局	「議長、事務局」 本日、都合により欠席の届出がございましたのが、12番 土屋 福一農業委員であります。
議長	事務局から報告がありましたとおり、本日は定数19名に対し、18名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しております。本総会は成立しております。 それでは、ただ今より令和7年田村市農業委員会第12回総会を開会いたします。 また、本日は情報活動部会の農地利用最適化推進委員、7名の方々にご出席いただいております。 次に、議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認め、14番 箭内 正彦 委員、15番 宗像 昭一 委員を指名いたします。
議長	ただいまから議案審議に入ります。本日の議案は、 議案第1号 農地移動適正化あっせん事業について 1件 議案第2号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について 1件 議案第3号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分） 1件 議案第4号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分） 1件 議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出について（市許可分） 1件 議案第6号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分） 3件 議案第7号 現況確認証明について 3件

	<p>以上、21件であります。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願ひいたします。</p> <p>次に、本日の会議の進め方について申し上げます。</p> <p>ご発言をいただく際は、その都度、挙手により議長の指名を受けてからお願ひいたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>「議案第1号 農地移動適正化あっせん事業について」を議題といたします。</p> <p>整理番号1番について事務局説明願います。</p>
事務局	「議長、事務局」(議案書により朗読及び内容説明。)
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>それでは、今回の申出に係るあっせん委員について芦沢地区を担当する農地利用最適化推進委員と農業委員を指名したいと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>17番 佐藤 徳一 推進委員 14番 箭内 正彦 農業委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いします。</p> <p>以上をもちまして議案第1号は終了いたします。</p> <p>次に「議案第2号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題といたします。</p> <p>整理番号1番から11番について事務局説明願います。</p>
事務局	「議長、事務局」(議案書により朗読及び内容説明。)
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項について、あらかじめ担当区域の委員の方に調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。</p> <p>それでは、整理番号1番から2番について、</p> <p>3番 萩野 右近 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
3番 委員	<p>萩野 右近委員 報告</p> <p>3番萩野です。整理番号1番から2番についてご報告します。整理番号1番と2番につきましては、12月15日の午前に、各整理番号の譲渡人、譲受人と石井行政書士の4名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、相続の問題で登記をしていなかったのですが、今回、正式に登記を行うための申請がありました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	ありがとうございました。次に整理番号3番について、

	5 番 松本 文子 委員、ご報告をお願いいたします。
5 番 委 員	松本 文子委員 報告 5 番松本です。整理番号 3 番についてご報告します。申請につきまして確認したところ、譲渡人は県外にお住まいで管理等が出来ないことから、譲渡人の叔父である譲受人へ、贈与するための申請がありました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 4 番について、 6 番 吉田 篤也 委員、ご報告をお願いいたします。
6 番 委 員	吉田 篤也委員 報告 6 番吉田です。整理番号 4 番についてご報告します。12月13日の午後に、菅野美喜推進委員と申請人宅へ伺い、確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人と譲受人は親子関係であり、元気なうちに息子である譲受人へ贈与したいとのことでの申請がありました。譲渡人と譲受人で現在も耕作をされているとのことなので、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 5 番から 6 番について、 7 番 白岩 良一 委員、ご報告をお願いいたします。
7 番 委 員	白岩 良一委員 報告 7 番白岩です。整理番号 5 番から 6 番についてご報告します。整理番号 5 番につきましては、12月12日に、譲受人と奥様と、3名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人は市外にお住まいで、管理等が難しいことから、譲受人へ譲りたいとのことでの申請がありました。譲受人も経営規模拡大のため譲り受けたいとのことで、何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号 6 番につきましては、12月12日に、代理人であるスマイル佐藤法務事務所のご担当者へ確認をしましたところ、譲渡人と譲受人は親子関係であり、申請内容も間違いないことから、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 7 番から 8 番について、 9 番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。
9 番 委 員	和田 春信委員 報告 9 番和田です。整理番号 7 番から 8 番についてご報告します。整理番号 7 番につきましては、12月12日の午後に、代理人である箭内行政書士と 2 名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、譲渡人の農地と譲受人の農地は一枚の田んぼとなっており、農地から農地としての所有権の移転での申請であることから、何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号 8 番につきましては、同じく12月12日の午後に、代理人である箭内行政書士と 2 名で現地を確認し

	てまいりました。申請につきましては、譲受人が昨年空き家を購入した物件に隣接する農地を、家庭菜園として利用するために購入することでの案件でありました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号9番について、 10番 柳沼 政一 委員、ご報告をお願いいたします。
10番 委員	柳沼 政一委員 報告 10番柳沼です。整理番号9番についてご報告します。12月13日の午後に、譲渡人、佐久間耕栄推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人もご高齢であるため、後継者であり義理の息子である譲受人へ贈与するための案件がありました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号10番から11番について、 13番 菊地 幸広 委員、ご報告をお願いいたします。
13番 委員	菊地 幸広委員 報告 13番菊地です。整理番号10番から11番についてご報告します。整理番号10番と11番につきましては、関連しているため一緒にご報告いたします。12月14日の午前に、各申請の譲渡人、譲受人と伊藤智広推進委員と4名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、各申請地はそれぞれの譲受人宅の近くであり、これまで交換して耕作されてきましたが、今回、正式に所有権の登記を行うための申請がありました。申請地も適正に管理されており、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第2号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上をもちまして議案第2号は終了いたします。

	<p>次に「議案第3号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題といたします。</p> <p>整理番号1番について事務局説明願います。</p>
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。</p> <p>それでは、整理番号1番について、</p> <p>9番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
9番 委員	<p>和田 春信委員 報告</p> <p>9番和田です。整理番号1番についてご報告します。申請につきましては、道路を挟んだ隣地の法面が台風で崩れたため、直す際に排出された残土を農地へ入れる工事の中で、他の工事で出た残土も入れることで予想以上のかさ上げとなることから、今回の申請となりました。農地から農地として使用するための工事の申請であり、問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p> <p>質疑を求める。</p> <p>（質疑なしの声）</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第3号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」は、原案のとおり許可することに決定いたします。以上をもちまして議案第3号は終了いたします。</p> <p>次に「議案第4号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題といたします。</p> <p>整理番号1番について事務局説明願います。</p>
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）

議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。</p> <p>それでは、整理番号1番について、</p> <p>10番 柳沼 政一 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
10番 委 員	<p>柳沼 政一委員 報告</p> <p>10番柳沼です。整理番号1番についてご報告します。12月13日の午後に、申請人と2名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、営農型太陽光設備の設置での、申請の更新のための案件でありました。作物を今回から変えて作付けし、適正に管理されていることから、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p> <p>質疑を求めます。</p>
17番 委 員	「議長、17番」
議 長	17番 小池 あおい 委員、どうぞ。
17番 委 員	申請内容の中で、面積が1164m ² のうち0.1m ² とありますが、どのような面積を指すのでしょうか。
事務局	「議長、事務局」
議 長	事務局説明願います。
事務局	こちらは、太陽光パネルの支柱を埋設している面積の合計になります。
議 長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ほかに質疑を求めます。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第4号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定につい</p>

	<p>て（県許可分）」は、原案のとおり「許可相当」と意見決定いたします。以上をもちまして議案第4号は終了いたします。</p> <p>次に「議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出について（市許可分）」を議題といたします。</p> <p>整理番号1番について事務局説明願います。</p>
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。</p> <p>それでは、整理番号1番について、</p> <p>10番 柳沼 政一 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
10番 委員	<p>柳沼 政一委員 報告</p> <p>10番柳沼です。整理番号1番についてご報告します。12月11日に、代理人である菅野行政書士へ確認いたしましたところ、進入口の土地所有者と協議が整わず、住宅建築の履行が不可能となったことによる今回の案件で、内容も間違いないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p> <p>質疑を求める。</p> <p>（質疑なしの声）</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出について（市許可分）」は、原案のとおり取消することに決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第5号は終了いたします。</p> <p>次に「議案第6号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題といたします。</p> <p>整理番号1番から3番について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>「議長、事務局」</p> <p>議案第6号の説明の前に報告がございます。前回、令和7年11月18日開催の</p>

	<p>令和7年第11回総会にて審議されました、議案第4号整理番号1番につきましては、事業の完遂に不確定要素があるため、継続審議と決定したところですが、令和7年12月12日に、農地法第5条の規定による許可申請書の取下願出書が提出されましたので、この案件は、総会議案から取り下げられました。以上、報告いたします。</p> <p>(議案書により朗読及び内容説明。)</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。</p> <p>それでは整理番号1番について、</p> <p>4番 田村 茂 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
4番 委員	<p>田村 茂委員 報告</p> <p>4番田村です。整理番号1番についてご報告します。12月15日の午後に、譲渡人、代理人であるみらいと行政書士法人のご担当者、佐藤太巳治推進委員と4名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、工事の資材の搬入の際の交通管理と設置後の維持管理について問題等がない様、一言申し上げました。申請地につきましては、問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番について、</p> <p>5番 松本 文子 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
5番 委員	<p>松本 文子委員 報告</p> <p>5番松本です。整理番号2番についてご報告します。12月17日の午前に、代理人である原田行政書士、吉田勝行推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、下方に民家があるため、現状のまま設置し、問題がないようにすることでした。内容等も問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号3番について、</p> <p>8番 渡邊 元 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
8番 委員	<p>渡邊 元委員 報告</p> <p>8番渡邊です。整理番号3番についてご報告します。12月14日の午後に、代理人である原田行政書士、郡司英道推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、民家も離れており、水利関係も隣接する農地への影響はないとから、問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で、事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。</p>

	<p>本案について、質疑に入ります。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第6号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」は、原案のとおり「許可相当」と意見決定いたします。</p> <p>以上をもちまして、議案第6号は終了いたします。</p> <p>次に、「議案第7号 現況確認証明について」を議題といたします。事務局説明願います。</p>
事務局	「議長、事務局」（議案第7号について議案書により朗読及び内容説明。）
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第7号 現況確認証明について」は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第7号は終了いたします。</p> <p>これで、本日の議事は全て終了いたしました。</p> <p>慎重審議を賜りありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、令和7年田村市農業委員会第12回総会を閉会といたします。</p>

閉会（14時25分終了）

令和7年12月18日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議事録署名人

議事録署名人